（所掌事務）

第二条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　館が締結した契約（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第九十九条第一号から第四号まで及び第七号に該当するものの並びに収入の原因となるものを除く。）に関し、入札及び契約に係る手続の運用状況並びに指名停止の運用状況等について報告を受けること。

二　前号に規定する契約から委員会が事前に抽出したものに関し、一般競争参加者の資格の設定の理由及び経緯等、指名競争参加者の指名の理由及び経緯等並びに随意契約によることとした理由及び経緯等についての審議を行い、国立国会図書館長（以下「館長」という。）に対し、意見の具申又は勧告を行うこと。

三　前二号に定めるもののほか、館が締結した契約その他の予算の執行及び館の会計経理のうち必要に応じて館長が指定するものについての審議を行い、その結果を館長に報告し、又は意見の具申若しくは勧告を行うこと。

2　委員会は、前項第二号又は第三号の規定に基づき意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表する。

（組織）

第三条　委員会は、委員五人以内で組織する。

（委員）

第四条　委員は、公正中立の立場で客観的に第二条第一項に規定する審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者（館の職員（非常勤職員を除く。）であったものを除く。）のうちから、館長が委嘱する。

2　委員の委嘱期間は、一年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。

3　委員は、非常勤とする。

4　委員の氏名及び職業は、公表する。

（委員長）

第五条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条　第二条第一項第一号及び第二号に規定する事務に係る会議は、原則として年二回以上開催する。

2　会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4　会議は、非公開とする。ただし、会議の議事の概要は、公表する。

（抽出の委任）

第七条　委員会は、第二条第一項第二号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（次項において「抽出委員」という。）に委任する。

2　抽出委員は、会議において、自らの行った抽出結果について報告しなければならない。

（委員の除斥）

第八条　委員は、第二条第一項第二号及び第三号に規定する事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（館長に対する協力要求）

第九条　委員会は、審議のため必要があると認めるときは、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

（委員会の庶務）

第十条　委員会の庶務は、総務部会計課において処理する。

（雑則）

第十一条　この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

（委員の委嘱期間の特例）

2　最初に委嘱する委員の委嘱期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までとする。

（国立国会図書館組織規則の一部改正）

3　国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

六　国立国会図書館契約等監視委員会の庶務に関すること。

人事異動

内　閣

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　平川　薫

内閣官房皇室典範改正準備室副室長を命ずる

（警察庁警備局付）警視長　親家　和仁

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所長）内閣事務官　坂口　常明

内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）に併任する

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を命ずる

（財務省主税局調査課長）財務事務官　吉野維一郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））内閣事務官　阿久津正好

（同）同　坂越　健一

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局）（併）内閣総務官室）同　土屋　暁胤

内閣官房皇室典範改正準備室参事官を命ずる（各通）

（警察庁警備局付）警視長　岡　素彦

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））の併任を解除する（以上九月二十三日）

（トルコ国駐箚）特命全権大使　岡　浩

総務審議官　鈴木　茂樹

第二十六回万国郵便連合大会議日本政府代表を命ずる

期間は平成二十八年十月二十一日までとする（各通）

外務審議官　片上　慶一

多数国間投資保証機関総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる（以上九月三十日）

浅井　隆彦

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（東京地方検察庁検事）三田健太郎

判事補兼簡易裁判所判事に任命する　加地　隆治

宮務主管に任命する　西ヶ廣　渉

宮務主管

願に依り本官を免ずる（以上十月一日）

法　務　省

（福山区検察庁副検事）副検事　松本啓三郎

広島区検察庁副検事に配置換する

（広島区検察庁副検事）同　中元　智夫

福山区検察庁副検事に配置換する　辻井　正典

地方更生保護委員会委員（中国地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（以上十月一日）　山岸　文惠

○官吏死亡

札幌区検察庁副検事寺井裕は、八月二十一日死亡

官庁報告

官庁事項

うるう秒の調整の公表について

平成11年郵政省告示第382号第7項第2号の規定によるうるう秒の調整が、平成29年1月1日に実施されるので、下記のとおり公表する。

平成28年10月5日　総務大臣　山本　早苗

記

国際間の取決めに従い、協定世界時において平成29年1月1日午前0時0分0秒の直前に1秒の挿入を行うことでうるう秒の調整が実施される。

これに伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構は、標準時において、平成29年1月1日午前9時0分0秒の直前に当該うるう秒の調整と同期して1秒の挿入を行う。

なお、標準時を示すタイムコードにおいて、挿入する秒及びその前後の秒の現示する時刻を、次のとおり呼称する。

平成29年1月1日　8時59分59秒

平成29年1月1日　8時59分60秒

平成29年1月1日　9時0分0秒